解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年五月二十九日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十一日

東京都町田市中町三丁目四番一五号二〇三

特定非営利活動法人景観と環境保全アクティブネット

清算人　中田　修

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年九月三十日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十一日

愛知県大府市明成町四丁目一一二番地

特定非営利活動法人ハーモニー

清算人　小島　佳子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年九月三十日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十一日

京都府舞鶴市字久田美一四一八番地の三

社団法人岡田下共和会

代表清算人　荒木　英文

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年六月二十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十一日

大阪市東住吉区西今川四丁目三三番九号

特定非営利活動法人在日コリアン・マイノリティ人権啓発研究センター

清算人　高　敬一

解散公告（第一回）

当企業年金基金は、平成二十三年十月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当企業年金基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十一日

広島市安佐南区大塚西六丁目二番一一号

やまびこ企業年金基金

清算人　遠藤　敬

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十一日

山口県周南市大字徳山五八五三番地の二

財団法人山口放送文化事業団

代表清算人　赤尾　嘉文

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十一日

山口県周南市大字徳山五八五三番地の二

財団法人華山会

代表清算人　赤尾　嘉文

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年九月一日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十一日

北海道北広島市泉町一丁目二番地七

医療法人社団厚信会

清算人　渡辺　信彦

解散公告（第二回）

当社は、平成十三年四月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十一日

東京都港区高輪二丁目五番一四号

有限会社藤谷電気商会

清算人　藤谷　信行

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年八月三十一日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十一日

東京都狛江市和泉本町二丁目一六番五号

医療法人社団藤友会

清算人　藤川　雅彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年八月八日開催の評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十一日

石川県七尾市藤橋町テ九番地一

財団法人能登真宗大谷派教学財団

清算人　藤井　敬世

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年八月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十一日

大阪市淀川区西宮原二丁目七番六一号

ＮＰＯ法人トラモンド文化サロン

清算人　植村　猛

解散公告（第二回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十一日

大阪市中央区日本橋二丁目一五番二六号学校法人古武学園高津理容美容専門学校内

社団法人民主報徳会

代表清算人　古武　一成

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年八月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十一日

東京都町田市東玉川学園三丁目三一六五番

地昭和薬科大学薬用植物園内

特定非営利活動法人ヒマラヤ地域天然薬物資源研究会

清算人　髙野　明

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年九月七日付け新潟県長岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十一日

新潟県長岡市長倉一丁目一番地

長倉農住土地区画整理組合

代表清算人　鈴木　金次

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年九月十七日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十一日

三重県鈴鹿市岸岡町一〇〇一番地一

財団法人三重県医療科学振興会

代表清算人　中村　實

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年八月三十一日開催の社員総会の決議により平成二十三年八月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月十一日

滋賀県大津市和邇高城三七番地の三

特定非営利活動法人ケアセンター清住苑

清算人　三田村清美